

議案第47号

令和5年度新座市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度新座市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	千円 176,000

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	令和6年度	千円 280,000	令和6年度	千円 345,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 額	
		期 間	金 額
新堀歩道橋撤去工事等業務委託事業	千円 345,000		千円

当 の 該 支 出 予 定 降 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	345,000	140,225	170,700		34,075